平成２６年（フ）第１４２号
福岡県久留米市東櫛原町444番地　エスティームアン櫛原201号、前住所福岡県久留米市東町５番地３　プレミアムステージ久留米中央公園406号
債務者　政岡　洋行
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２９３号
熊本市東区秋津町秋田3298番地２　市営秋津団地２Ｃ－３－405
債務者　塚本　大芳
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１６号
熊本市北区麻生田４丁目16番30号、前住所熊本市北区清水新地５丁目９番２－513号
債務者　鍋田　七菜
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２８号
熊本市南区八分字町307番地２
債務者　山内　貴恵
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４６号
熊本県宇土市松山町4654番地２、前住所熊本県宇城市松橋町両仲間638番地１
債務者　浦津　勢子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４７号
熊本県合志市幾久富1909番地1440　建山ハイツ２－１号
債務者　村田信一郎
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3158番地１　町営持田団地Ｂ棟108号室
債務者　川畑　孝二（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５４号
宮崎県日向市大字財光寺2937番地１　市営大原住宅４棟６号
債務者　古荘　薫
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第５７号
宮崎県日向市大字日知屋5500番地15、前住所東京都福生市大字福生1202番地　日野自動車第４福生寮406号室
債務者　柏田　広
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２１０号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目16番８号　レガーロ101号
債務者　福澤　真悟
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６６号
福島県本宮市糠沢字西笹田229番地７
債務者　三瓶　勇人
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県淡路市富島2000番地　富島団地407
債務者　山甚こと山本商店こと　山本　博章
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
兵庫県淡路市富島2000番地　富島団地407
債務者　山本　勢
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１２号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目53番地５棟305号
債務者　平野　和宏
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３６号
千葉県柏市柏４丁目６番19号　メゾン柏１－103号
債務者　北野　恵一
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７６号
千葉県松戸市二ツ木1903番地　鶴ハイム二三ケ丘705号
債務者　飛澤英津子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９７号
千葉県我孫子市寿１丁目10番18－1301号
債務者　丸　隆一
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部